

(別紙様式1)

### 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 埼玉県  
農業委員会名： 新座市農業委員会

#### I 農業委員会の状況(令和3年4月1日現在)

##### 1 農家・農地等の概要

|        |     |                   |     |           |    |
|--------|-----|-------------------|-----|-----------|----|
| 農家数(戸) |     | 農業者数(人)           |     | 経営数(経営)   |    |
| 総農家数   | 495 | 農業就業者数            | 662 | 認定農業者     | 26 |
| 自給的農家数 | 153 | 女性                | 299 | 基本構想水準到達者 | 6  |
| 販売農家数  | 342 | 40代以下             | 130 | 認定新規就農者   | 0  |
| 主業農家数  | 121 | ※ 農林業センサスに基づいて記入。 |     | 農業参入法人    | 0  |
| 準主業農家数 | 83  |                   |     | 集落営農経営    | 0  |
| 副業的農家数 | 138 |                   |     | 特定農業団体    | 0  |
|        |     |                   |     | 集落営農組織    | 0  |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

※農業委員会調べ

単位:ha

|        | 田 | 畑   | 普通畑   |      |     | 計   |
|--------|---|-----|-------|------|-----|-----|
|        |   |     | 普通畑   | 樹園地  | 牧草畑 |     |
| 耕地面積   | - | 313 |       |      |     | 313 |
| 経営耕地面積 | 1 | 252 | 190   | 24   | 0   | -   |
| 遊休農地面積 | 0 | 2.3 | 2.3   | 0    | 0   | 2.3 |
| 農地台帳面積 | 0 | 358 | 338.7 | 19.3 | 0   | 358 |

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

##### 2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

|       | 選挙委員 |    | 選任委員 |      |        |      | 合計 |
|-------|------|----|------|------|--------|------|----|
|       | 定数   | 実数 | 農協推薦 | 共済推薦 | 土地改良推薦 | 議会推薦 |    |
| 農業委員数 |      |    |      |      |        |      |    |
| 認定農業者 | -    |    |      |      |        |      |    |
| 女性    | -    |    |      |      |        |      |    |
| 40代以下 | -    |    |      |      |        |      |    |

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 4年 3月31日

|            | 農業委員 |    | 定数 | 実数 | 地区数 |
|------------|------|----|----|----|-----|
|            | 定数   | 実数 |    |    |     |
| 農業委員数      | 14   | 14 |    |    |     |
| 認定農業者      | -    | 4  |    |    |     |
| 認定農業者に準ずる者 | -    | 1  |    |    |     |
| 女性         | -    | 2  |    |    |     |
| 40代以下      | -    | 1  |    |    |     |
| 中立委員       | -    | 1  |    |    |     |

※現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

|                   |  |           |       |
|-------------------|--|-----------|-------|
| 現 状<br>(令和3年3月現在) | 管内の農地面積                                    | これまでの集積面積 | 集積率   |
|                   | 313ha                                      | 38.0ha    | 12.1% |
| 課 題               | 農業従事者の高齢化や後継者不足により、担い手が少ないため、担い手の確保が必要である。 |           |       |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 令和3年度の目標及び活動計画

|      |  |        |           |        |
|------|--|--------|-----------|--------|
| 目 標  | 集積面積   | 38.2ha | (うち新規集積面積 | 0.2ha) |
|      | 目標設定の考え方:農業経営及び農地利用状況調査で「貸したい」との意向を持つ農地面積の合計が約2.1haであり、その1割を新規集積面積に設定した。 |        |           |        |
| 活動計画 | 随時利用権設定や特別融資の制度を周知を行うとともに、日常的に農協及び市農業支援担当並びに農業委員会と連携を図りながら担い手の確保を進めていく。  |        |           |        |

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

### 1 現状及び課題

|         |  |                    |                   |
|---------|--|--------------------|-------------------|
| 新規参入の状況 | 30年度新規参入者数   | 31年度新規参入者数         | 2年度新規参入者数         |
|         | 0経営体   | 0経営体               | 0経営体              |
|         | 30年度新規参入者が取得した農地面積   | 31年度新規参入者が取得した農地面積 | 2年度新規参入者が取得した農地面積 |
|         | 0ha  | 0ha                | 0ha               |
| 課 題     | 新たに農業経営を始めるためには、農地の確保・就労賃金・営農技術の習得が課題とされる中で、特にまとまった農地を取得することが困難な状況を考慮すると、新規参入者はほとんどないことが課題である。 |                    |                   |

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

### 2 令和3年度の目標及び活動計画

|       |              |        |     |
|-------|--------------|--------|-----|
| 参入目標数 | 0経営体         | 参入目標面積 | 0ha |
| 活動計画  | 特に実施する計画はない。 |        |     |

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## IV 遊休農地に関する措置

### 1 現状及び課題

|                   |   |           |             |
|-------------------|---|-----------|-------------|
| 現 状<br>(令和3年3月現在) | 管内の農地面積(A)  | 遊休農地面積(B) | 割合(B/A×100) |
|                   | 315.3ha   | 2.3ha     | 0.7%        |
| 課 題               | 長年の間、山林化又は原野化した農地については、所有者に対して指導を行っても応じてもらえず、いつまでも遊休農地として残ってしまう状況である。 |           |             |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

### 2 令和3年度の目標及び活動計画

|         |   |  |             |
|---------|---|--|-------------|
| 目 標     | 遊休農地の解消面積 1.4 ha  |  |             |
|         | 目標設定の考え方:現状の遊休農地面積全体の約6割を設定した。  |  |             |
| 活 動 計 画 | 調査員数(実数)  | 調査実施時期   | 調査結果取りまとめ時期 |
|         | 18人   | 8月   | 10月～12月     |
|         | 農地の利用状況調査   | 調査方法   |             |
|         |   | 6月:推進委員による農地パトロール調整会議を開催し、遊休農地の下見を行う。<br>7月:総会において各委員から担当区域の遊休農地の状況を報告してもらい、農地パトロールの班編成を行う。<br>8月:市内の4区域を推進委員及び農業委員、事務局職員が、農地の利用状況調査を実施する。 |             |
|         | 農地の利用意向調査   | 実施時期   | 調査結果取りまとめ時期 |
|         | 10月～11月   | 11月～12月  |             |
| その他     | 農業委員、推進委員及び職員により日常的にパトロールを行う。<br>文書による是正指導後、未解消の農地所有者には、農業委員、推進委員及び職員による面会の上、直接是正指導を行う。 |  |             |

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

## V 違反転用への適正な対応

### 1 現状及び課題

|                   |                                      |           |
|-------------------|--------------------------------------|-----------|
| 現 状<br>(令和3年3月現在) | 管内の農地面積(A)                           | 違反転用面積(B) |
|                   | 313ha                                | 0ha       |
| 課 題               | 無断転用してから数年が経過したものについては、発見することが困難である。 |           |

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

### 2 令和3年度の活動計画

|      |  |
|------|--|
| 活動計画 | 8月に推進委員と農業委員が連携し、4区域のパトロールを行う中で早期に発見する。また、違反転用を防止するため、農地法の遵守について周知を図る。 |
|------|--|

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に行うのか等詳細かつ具体的に記入